

大東文化大学冠奨励支援制度取扱内規

第1条（目的）

大東文化大学冠奨励支援（以下「冠奨励支援」という。）は、寄付者からの寄付金を原資として、大東文化大学（以下「大学」という。）の学部学生および大学院学生に対し、学術研究、課外活動その他大学が認める活動の発展を支援することを目的とする。

2 前項のほか、大学が特に認めた場合に限り、大学卒業生を対象とすることができる。

第2条（寄付者による使途指定）

寄付者は、冠奨励支援に関して寄付金の使途に関する希望を申し出ることができる。

2 前項の希望を踏まえつつも、寄付金の最終的な使途および支援内容は、本制度の趣旨に照らして大学が決定するものとする。

第3条（冠名の付与）

1 寄付者が寄付金の使途を指定し、寄付者と大学との協議により支援内容が確定した場合には、大学は寄付者の希望する名称を冠した名称（以下「冠名」という。）を付することができる。

2 冠名の付与は、一定額以上の寄付に対する大学の顕彰として行うものであり、寄付者に対する対価の提供を目的とするものではない。

3 冠名の最終決定は大学が行い、寄付者の希望に沿えない場合がある。

第4条（奨励金の種類および対象）

1 冠奨励支援は、学業成績優秀者、課外活動に顕著な成果を挙げた者、社会活動に貢献した者その他大学が適当と認める学生を対象とする。

2 寄付者が特定の個人を指定して給付を求めることはできない。

3 支給対象者の選考は、大学が設置する委員会が公平かつ公正に行う。

4 支給対象者が選考期間内に決定しなかった場合、または寄付金の執行に残額が生じた場合は、原則として次年度以降の支給原資として繰り越すものとする。ただし、申込時に寄付者の同意がある場合に限り、大学が当該寄付金を他の奨学事業または教育研究支援のために活用できるものとする。

第5条（寄付申請および設置条件）

1 冠奨励支援の設置を希望する寄付者は、所定の様式により大学に申請し、その承認を得なければならない。

2 冠奨励支援の設置を希望する場合の寄付金額は、原則として1口30万円以上とし、

2年間継続して寄付するものとする。(大学が別途基準を定める場合はその限りでない。)ただし、寄付者から申し出があった場合に限り、申請手続きを割愛し、2年間の延長を1回認めることができる。なお、周年事業等に伴う制度改定その他の事情により、延長または再設置を制限する場合がある。

3 設置基準額に満たない寄付については、「大東文化大学冠奨励支援」として大学が一括して取り扱う。

4 本支援の具体的内容は、寄付者との協議を踏まえて大学が決定する。

5 寄付者は、本制度の趣旨を遵守し、反社会的勢力の排除に係る誓約事項を含む所定の申込書を提出しなければならない。

第6条 (冠名の基準)

1 冠名として申請する名称は、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、その最終決定は大学が行う。

- (1) 大学のイメージを損なわず、学生および社会に親しみやすいものであること。
- (2) 過度に長くなく、簡潔かつ明瞭な名称であること。
- (3) 原則として将来の変更を要しないものであること。

2 冠名には、次の各号のいずれかに該当する事項を含むことはできない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 大学の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
- (4) 特定の個人・団体の宣伝・広告に該当するもの

第7条 (冠名の変更)

1 冠名は、原則として変更することができない。

2 ただし、支援内容の変更その他やむを得ない事由がある場合には、寄付者は大学に申請し、その承認を受けなければならない。

3 大学は、冠名が本制度の趣旨に適さなくなると判断した場合、寄付者と協議のうえ冠名を変更することができる。

第8条 (申込および提出書類)

1 寄付の申込に際しては、原則として「大東文化大学冠奨励支援寄付申込書」を提出し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 寄付者の名称、所在地、代表者、連絡先
- (2) 大学との関係
- (3) 寄付金額
- (4) 希望する冠名

- (5) 希望する支援内容
- (6) 希望する選定範囲
- (7) 執行残額が生じた場合の取り扱いに関する同意
- (8) 反社会的勢力に該当しない旨の誓約
- (9) その他大学が必要と認める事項

2 大学は審査の必要に応じ、追加書類の提出を求めることができる。

第9条（審査および決定）

1 寄付申込書が提出された場合、大東文化大学募金委員会においてその内容を審査する。審査方法の詳細は別に定める。

2 大学は審査結果を尊重し、本制度の趣旨に照らして、寄付の受入れの可否および支援内容を決定する。

第10条（契約の締結）

寄付の受入れおよび支援内容が決定したときは、大学は寄付者との間で合意書または契約を締結する。

第11条（契約の変更および解除）

1 大学および寄付者は、災害その他やむを得ない事由により契約の履行に支障が生じた場合、双方協議のうえ契約の内容を変更することができる。

2 大学は、重大な事由により契約の目的を達成できないと判断した場合、契約を解除することができる。

3 前項の規定にかかわらず、大学の周年事業等に伴う本制度の改定に際しては、設置期間中であっても寄付者と協議のうえ、契約内容の変更または終了を行うことができる。

4 契約を解除する場合における寄付金の扱い、未執行金の処理等は、契約において別途定める。

5 寄付金は、原則として返還しないものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

1 寄付者は、自己または自己の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証しなければならない。

2 寄付者は、自らまたは第三者を利用して、大学に対して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて大学の信用を毀損し、または大学の業務を妨害する行為を行ってはならない。

3 大学は、寄付者が前2項の規定に違反していることが判明した場合には、何らの催告を要せず、直ちに契約を解除することができる。

4 前項の規定により契約が解除された場合、大学は寄付者に対し、これにより生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

以上